要　　旨

１　作成の背景

現代社会において情報システムは人命や社会インフラを支える重要基盤となっているが、サイバー攻撃の脅威は深刻化しており、防御側が攻撃者の思考を先回りする「踏み込んだ研究」（脆弱性の能動的な探索・分析、マルウェアの挙動解析、実環境に近い条件での攻撃シナリオの再現・評価等）が不可欠となっている。しかしながら、こうした研究活動は、不正アクセス禁止法や刑法（ウイルス作成・提供罪等）などの法的リスクへの懸念、あるいは研究成果の公開に伴う倫理的配慮の難しさから、萎縮してしまうケースがある。本見解は、これらの法的・倫理的課題を整理し、サイバーセキュリティ分野の研究・開発及び教育を活性化し、安全な社会基盤の構築に寄与するための提案を行うものである。

２　現状及び問題点

法的側面では、正当な研究目的であっても、管理者の承諾を得ない調査やマルウェアの取り扱いが、現行法（不正アクセス禁止法、ウイルス作成・提供罪等）に抵触する懸念があり、正当性要件の解釈も必ずしも一定・共有されていない。また、リバースエンジニアリングが契約により禁止され、脆弱性調査が阻害される問題もある。

倫理的側面では、医学研究を範とする従来の倫理規範がサイバーセキュリティ特有の課題（攻撃手法の評価やネットワークへの影響等）に適合しない場合がある。脆弱性に関する情報の取り扱いについては、責任ある開示の枠組みがあるものの、調整の長期化により研究成果の公表が遅れ、研究者の評価が損なわれるなどの課題が指摘されている。教育的側面では、技術の悪用を防ぐ倫理指導が不可欠であるが、具体的なカリキュラムや体制の構築は容易ではなく、高度な人材育成の妨げとなるおそれがある。

３　提案の内容

(1) 相談機関の設置

サイバーセキュリティ分野の研究・開発・教育における個別の法的・倫理的課題について、研究者等が相談を持ちかけ、適切なアプローチを共に議論する相談機関（助言委員会）を、公的資金により設置すべきである。当該機関は、サイバーセキュリティ研究者・開発者・教育者に加え、法律家や関係省庁を含む多様なステークホルダーで構成し、研究計画の法的・倫理的妥当性の検討や、責任ある開示の実践やサイバー攻撃手法の教育における留意点などに関する助言を行うことで、研究者・開発者・教育者の萎縮を防ぎ、適切な研究・開発・教育活動を支援する。

(2) 判断基準を作る場の整備

個別事例への対応にとどまらず、サイバーセキュリティ分野の研究・開発・教育における法的・倫理的問題に関する普遍的な「判断基準」を策定・維持するための協議・検討の枠組みを整備すべきである。ここでは、相談機関で蓄積された事例をもとに、研究者・開発者・教育者、消費者、規制官庁などが集い、社会的合意形成を図りながら基準を作成する。これにより、法解釈の明確化や必要なルール形成を促し、予見可能性の高い研究環境を実現する。

(3) 基準の整備・普及

マルウェアの管理基準や、サイバーセキュリティ教育における倫理カリキュラムなど、一部の専門家の間では事実上の標準となっている事項については早急に明文化し、普及させるべきである。これらの知見を広く共有することで、新規参入者の障壁を下げると共に、意図せぬ法令違反やインシデントを防ぎ、健全な研究・開発・教育活動を促進する。